

**広川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

広川町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、広川町の基本方針である「郷土を守り、未来を担う人を育むまち」の実現に向け、子どもたちの確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、健やかな体を育むことを目標とした各種施策を行うにあたり、学校における働き方改革を推進することで教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、効果的に教育活動を展開できるよう職場環境を整えることを目的とし策定する。

(2) 広川町の現状

○本町では、令和3年7月に本町立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「広川町立小中学校管理規則」に定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 35 時間	31%	3%
中学校	月 31 時間	25%	1%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で31%、中学校で25%と多くなっている。成績処理や保護者・地域対応、部活動指導（中学校）などの業務の負担感が大きくなっており、ICTの活用や部活動地域展開の推進などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にする
 - ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする
 - ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にする
- ※ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合については、以下の範囲内とする
- ・ 1 箇月について 100 時間未満
 - ・ 1 年について 720 時間未満
 - ・ 月 45 時間を超える月が 6 箇月
 - ・ 2 ～ 6 箇月の平均 80 時間

(広川町立小中学校管理規則により規定)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【15 日】
- ・ 年間の年次有給休暇の取得日数 5 日未満の者を 0 人にする【3 人】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 15%未満にする【22%】
- ・ 管理職マネジメントを充実させ、各学校の管理職がリーダーシップを発揮しながら、校務分掌や業務分担の見直し、校内コミュニケーションの機会構築など、校務運営の円滑な実施や教育職員のモチベーション及びパフォーマンス向上等、働きやすい職場環境の醸成を目指す
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度（2026）～令和10年度（2028）

【令和8年度計画（数値目標のあるもの）】

目標	達成値
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする	割合を80%にする
1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする	平均37時間程度にする
教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にする	平均450時間以下にする
年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする（※）	平均取得日数を15日以上にする
年間の年次有給休暇の取得日数5日未満の者を0人にする（※）	0人にする
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%未満にする	割合を20%未満にする

【令和9年度計画（数値目標のあるもの）】

目標	達成値
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする	割合を90%にする
1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする	平均33時間程度にする
教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にする	平均400時間以下にする
年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする（※）	平均取得日数を15日以上にする
年間の年次有給休暇の取得日数5日未満の者を0人にする（※）	0人にする
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%未満にする	割合を18%未満にする

【令和10年度計画（数値目標のあるもの）】

目標	達成値
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする	割合を100%にする
1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする	平均30時間以下にする
教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にする	360時間以下にする
年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする（※）	平均取得日数を15日以上にする
年間の年次有給休暇の取得日数5日未満の者を0人にする（※）	0人にする
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%未満にする	割合を15%未満にする

※ 暦年で計算する

※ 次年度の新規採用教職員及び臨時的任用職員、会計年度任用職員は平均算出の対象外とする

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画の期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 勤務状況改善のための方策検討及び実施支援

教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないよう配慮する。教育職員の在校等時間上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、状況に応じ、教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・学校運営協議会による協議を経て、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校による自主的な見回りは原則行わないこととし、勤務時間内において児童生徒に対し、夜間外出の自粛に関する指導を行う。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を行うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、本計画の期間内に公会計化に関する検討を行う。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動推進員が中心となってその活動を行うものとする。その際の児童生徒の地域行事への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員と学校が連携して行う。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口を設置する。
- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境（スクールロイヤー）の整備について検討を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・ICTの活用により、本町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室における学校事務体制の強化により、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答する。

○校舎の開錠・施錠

- ・学校職員による開錠・施錠を基本とし、教育職員と連携し行う。教育職員が行う場合には、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないようにするため、職員間の役割分担を適切に行う。

○校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等、実施方法の見直しを行う。

○部活動

- ・令和8年度中に、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、地域展開の制度確立を目指しつつ、令和9、10年度中に部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○学校行事の準備

- ・教育職員以外の職員が学校行事の準備に参画する体制を構築する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を90%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援介助員や日本語指導員など、専門的な人材の学校への配置を促進する。
- ・不登校児童生徒への対応として、教育支援センターを令和8年度から稼働し、支援の在り方について研究を進め、機能強化を促進する。また、教育支援センターと校内教育支援センターが連携・協働し、効果的に支援を行うことのできる体制を構築する。

(3) 学校における措置の推進

広川町立学校において、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校で行われる学校行事（慣行によるもの）を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、成績処理・学籍処理等の校務や労務事務等を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、40%→70%程度にする。
- ・勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境構築のため、留守番電話機能や電話の録音機能等、本計画の期間中に全校に設置する。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・本町立学校の全てにおいてストレスチェックを引き続いて実施し、実施後の集団分析結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口（専用ダイヤル）を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を週1回以上設定し、長期休業等の期間中に年間4日間程度の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、本町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、公文書として保管する。さらに、毎年度、広川町のHPで情報を公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標について、ストレスチェックの結果や不定期で実施するアンケート等により把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各行政区等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。